

## 146 ページ

## 誤) 第1章 複合地区 第3条 構成

複合地区内のすべての地区ガバナーから成るガバナー協議会を設けるものとし、その中には、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含める。本複合地区の役員は、ガバナー協議会の構成員となる。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について1票の投票権を持つ。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。

## 正) 第1章 複合地区 第3条 メンバー

複合地区は、別表Hの地区内において結成され、ライオンズクラブ国際協会の承認を受けたすべてのライオンズクラブから成る。

## 146 ページ

## 誤) 第1章 複合地区 第3条 構成

複合地区内のすべての地区ガバナーから成るガバナー協議会を設けるものとし、その中には、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含める。本複合地区の役員は、ガバナー協議会の構成員となる。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について1票の投票権を持つ。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。

## 正) 第1章 複合地区 第3条 メンバー

複合地区は、別表Hの地区内において結成され、ライオンズクラブ国際協会の承認を受けたすべてのライオンズクラブから成る。

✂切り取り線✂

## 157 ページ

## 誤) 第2章 地区 第14条 キャビネット会議

(d)投票。投票する権利は、本地区会則第6条第2項で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。

## 正) 第2章 地区 第14条 キャビネット会議

(d)投票。投票する権利は、本複合地区会則第2章地区第16条3及び第17条第1で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。

## 157 ページ

## 誤) 第2章 地区 第14条 キャビネット会議

(d)投票。投票する権利は、本地区会則第6条第2項で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。

## 正) 第2章 地区 第14条 キャビネット会議

(d)投票。投票する権利は、本複合地区会則第2章地区第16条3及び第17条第1で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。

✂切り取り線✂

## 166 ページ

## 第2章 地区 第17条キャビネット構成員

## 誤) 削除済

正) 1. (b)の次に(c)下記を追加する。

◎ (c) その他地区ガバナーの任命する地区委員長 (330・331・332・333・334・335・337 複合地区)。

◎ (c) その他地区ガバナーの任命する地区委員長並びにキャビネット副幹事・副会計 (336 複合地区)。

## 166 ページ

## 第2章 地区 第17条キャビネット構成員

## 誤) 削除済

正) 1. (b)の次に(c)下記を追加する。

◎ (c) その他地区ガバナーの任命する地区委員長 (330・331・332・333・334・335・337 複合地区)。

◎ (c) その他地区ガバナーの任命する地区委員長並びにキャビネット副幹事・副会計 (336 複合地区)。

✂切り取り線✂

## 322 ページ

## 334 複合地区ガバナー議長会構成

誤) 栢本信治 (元国際理事)

正) 栢森新治 (元国際理事)

## 322 ページ

## 334 複合地区ガバナー議長会構成

誤) 栢本信治 (元国際理事)

正) 栢森新治 (元国際理事)